

(別表3) 登録認定機関による適合施設の認定の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される農林水産物又は食品の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。

(凡例) 主務大臣(主務省令第34条関係)：財務大臣(財)、厚生労働大臣(厚)、農林水産大臣(農)

輸出先国	適合施設の認定(法第17条第3項)
アメリカ合衆国	水産食品(別紙US-S2)(農)
インドネシア	水産食品(別紙ID-S1)(農)(厚)
ウクライナ	水産食品(別紙UA-S1)(農)(厚)
オーストラリア	水産食品及び養殖等用飼料(別紙AU-S1)(農)
タイ	青果物(別紙TH-P3)(農)
ナイジェリア	水産食品(別紙NG-S1)(農)(厚)
ブラジル	水産食品(別紙BR-S1)(農)(厚)
ペルー	水産食品(別紙PE-S1)(農)
ロシア	水産食品(別紙RU-S1)(農)(厚)